

○上天草市病院事業工事検査規程

平成24年5月28日病院事業管理規程第7号

上天草市病院事業工事検査規程

(趣旨)

第1条 この規程は、上天草市病院事業契約規程（平成19年病院事業管理規程第10号）第43条の規定に基づき行う工事の検査に関し、必要な事項を定めるものとする。

(検査の種類)

第2条 検査の種類は、次のとおりとする。

- (1) しゅん工検査
- (2) 一部しゅん工検査
- (3) 中間検査
- (4) 出来形部分検査

(しゅん工検査)

第3条 しゅん工検査は、請負者から工事の完成の通知があった場合に、当該工事の出来形、品質等について行うものとする。

(一部しゅん工検査)

第4条 一部しゅん工検査は、請負者から指定部分（設計図書において工事の完成前に引渡しを受けるべきことを指定した部分をいう。）の工事の完成の通知があった場合に、当該工事の出来形、品質等について行うものとする。

(中間検査)

第5条 中間検査は、工事の途中において必要がある場合に、使用材料及び施工方法の適否、現場管理並びに工事の進捗の状況等について随時行うものとする。

(出来形部分検査)

第6条 出来形部分検査は、請負者から出来形部分の検査請求がなされた場合に、当該部分について行うものとする。

2 前項の出来形部分には、次に掲げるものは含まないものとする。

- (1) 設計図書と相違する部分
- (2) 棄損亡失のおそれのある工事材料

(3) 施工中のため出来形として認め難い部分

(検査員)

第7条 検査は、事業管理者が命じた職員（以下「検査員」という。）が行うものとする。

2 1件の請負金額が130万円を超える請負工事の検査は、事務部契約検査課（以下「契約検査課」という。）の職員が行うものとする。

3 前項に規定する工事以外の検査は、工事担当部署の職員が行うものとする。ただし、特殊な工法等による工事で、工事担当部署の長が特に必要があると認めたときは、契約検査課の職員が行うものとする。

4 前2項のほか、専門的知識を要する検査で、事業管理者が特に必要があると認めたものについては、職員以外の者に委嘱して行うことができる。

(立会人)

第8条 検査は、当該工事の監督員並びに請負者又はその現場代理人並びに主任技術者（建設業法（昭和24年法律第100号）第26条第2項に規定する場合にあっては、監理技術者）及び必要に応じて専門技術者（以下「立会人」という。）の立会いの上、行わなければならない。

(検査の方法)

第9条 検査員は、契約書、設計図書その他関係書類に基づき、現地において検査を行わなければならない。

2 検査員は、地下又は水中等で外部から検査することが困難な部分については、当該部分の施工中の写真その他の資料により検査を行うことができる。

3 検査員は、検査のために必要があると認めたときは、出来形部分の一部を取り壊すことができる。この場合において、取り壊した部分は、期間を定め、請負者に、請負者の費用をもって復築させなければならない。

(検査資料等の提供)

第10条 検査員は、請負者に対して検査を行うために必要な資料、労力等の提供を求めることができる。

(検査の延期又は中止)

第11条 検査員は、検査が次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、検査を延期し、又は中止することができる。

- (1) 第8条の規定による立会人の立会いが得られないとき。
- (2) 天災その他不可抗力によって検査ができないとき。
- (3) その他特別の理由があるとき。

(検査結果の報告等)

第12条 検査員は、検査を行ったときは、別に定める検査調書により遅滞なくその結果を事業管理者に報告しなければならない。

2 検査員は、検査の結果手直し工事を必要とすると認めるときは、現地において請負者にその旨を指摘するとともに、手直し工事の内容を書面にて請負者に通知するものとする。

3 前項の場合において、検査員は、手直し工事をするよう指示することができる。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成24年6月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行の日前までに契約している請負工事については、適用しない。